

野田市一般職の職員の特殊勤務手当
の支給に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 3 号

野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 3 年野田市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「毒物、劇物等を使用し、検査、試験、病虫害防除等の作業に従事した」を「毒物、劇物等を使用し、検査、試験、病虫害防除等の作業に従事した職員」に、「と認める程度の作業に従事したもの」を「と認める程度の作業に従事した職員」に改める。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急作業等手当）

第 4 条の 2 災害応急作業等手当の対象となる応急作業等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 4 条第 1 項に掲げる救助
- (2) 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として行う同項に規定する消防の応援等
- (3) 人事院規則 9－3 0（以下「人事院規則」という。）第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる作業
- (4) 人事院規則第 1 9 条第 1 項第 4 号に掲げる作業
- (5) 避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査その他前各号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業

2 災害応急作業等手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として別に定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1, 0 8 0 円）とする。

- (1) 前項第 1 号の作業 1, 0 8 0 円
- (2) 前項第 2 号の作業 8 4 0 円
- (3) 前項第 3 号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

ア 巡回監視 7 1 0 円

イ 応急作業等 1, 080円

(4) 前項第4号の作業 710円

(5) 前項第5号の作業 1, 080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて別に定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の災害応急作業等手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項第1号から第3号までの作業又は同項第5号の作業（同項第4号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第1号から第3号までの作業又は同項第5号の作業（同項第4号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項第4号の作業又は同項第5号の作業のうち同項第4号に掲げる作業に相当する作業が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。